短期給付事務における省略可能な添付書類一覧表

資格関連の情報連携の対象となる業務	省略できる添付書類
被扶養者の認定	・課税（非課税）証明書 ※１
	・住民票
	・年金額等を示す書類 ※２ （年金証書、年金額決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）
	・特別障害給付金額等を示す書類 （受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）
	・雇用保険受給資格者証
	・雇用保険被保険者離職票等
組合員被扶養者証の検認又は更新	・課税（非課税）証明書 ※１
	・住民票
	・年金額等を示す書類 ※２ （年金証書、年金額決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）
	・特別障害給付金額等を示す書類 （受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）
	・雇用保険受給資格者証
	・雇用保険被保険者離職票等

※１　情報連携を行うために、本人の同意を要するもの。（同意書につきまして本組合ホームページからダウンロードしてご使用ください。）

※２　年金については、公的年金（国民年金、厚生年金及び被用者年金一元化施行前の旧共済年金を含む。）に係る書類が省略可能となりますが、企業年金等については、従来どおり添付をお願いします。